

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和4年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益財団法人札幌市公園緑化協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。</p> <p>1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。</p> <p>2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。</p> <p>3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。</p> <p>4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。</p> <p>（公財）札幌市公園緑化協会は、大学や公共施設等からプレーパークに関する講演依頼を多数受ける等、プレーパークに関する深い専門的知識を有している。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園の管理運営や利用状況を熟知している。</p> <p>さらに、管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを行っているほか、自主事業でプレーパーク実施団体向けの講座を主催するなど、プレーパーク実施団体との信頼関係も強固である。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約（特定）とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和4年3月8日